

弁 護 士 報 酬 基 準

石島法律事務所

令和6年1月1日

弁護士報酬基準

第1章 総則

（目的及び趣旨）

第1条 平成16年4月1日から、弁護士会の「報酬基準」が廃止され、弁護士は各法律事務所ないし弁護士毎に料金を定めることが必要となりました。そこで、当法律事務所は、以下のとおりの基準に従い、弁護士が法律事務を行うにあたっての報酬を定めます。

（弁護士報酬の種類）

第2条 弁護士報酬は、法律相談料・書面による鑑定料・着手金・報酬金・手数料・顧問料・日当及び着手前調査費用とします。

2 前項の意義は、次のとおりです。

（1）法律相談料

依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定のほか、電話・電子メール・ファックスその他書面による相談に対する簡易な回答を含む）の対価をいいます。

（2）書面による鑑定料（意見書作成料）

依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいいます。

（3）着手金

事件又は法律事務（以下、「事件等」という）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず、受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいいます。

（4）報酬金

事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいいます。

（5）手数料

原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。

（6）顧問料

契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいいます。

（7）日当

弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために時間を費やすこと（委任事務処理自体による拘束を除く）の対価をいいます。

（8）着手前調査費用

弁護士が、受任前に法律関係や・事実関係につき、事前処理を行う場合の対価をいいます。

（弁護士報酬の支払時期）

第3条 着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件の処理が終了したときに、手数料その他の弁護士報酬は、この基準に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払を受けることとします。

（事件等の個数等）

第4条 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とします。ただし、第3章第1節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受けることとします。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とします。

（弁護士の報酬請求権）

第5条 弁護士は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求させていただきます。

2 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士は、第2章ないし第5章及び第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲で減額することがあります。

(1) 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。

(2) 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。

（弁護士の説明義務等）

第6条 弁護士は依頼者に対し、予め弁護士報酬等について、十分に説明させていただきます。

2 弁護士は、事件等を受任した後、必要に応じ、委任契約書を作成し、契約を締結致します。

3 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その他の特約事項を記載します。

4 弁護士は、依頼者からの要望があった場合、弁護士報酬等の額、その算出方法及び支払時期に関する事項等を記載した弁護士報酬説明書を交付します。

（弁護士報酬の特則による増額）

第7条 依頼を受けた事件等が、特に重大もしくは複雑なとき、審理もしくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、第2章ないし第5章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士は依頼者と協議の上、その額を適正妥当な範囲内で増額することができることとします。

（消費税に相当する額）

第8条 弁護士報酬は、消費税法（昭和63年法律第108号第63条の2）に基づく、
弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含んだ金額を表示しま
す。ただし、消費税法の改正により、税率の変更があった場合には、その時点での
税率の定めに従うものとします。

第2章 法律相談等

（法律相談料）

第9条 法律相談料は、原則として次のとおりとします。

(1) 法律相談料（個人）

1時間ごとに金1万1000円

(2) 法律相談料（法人）

1時間ごとに金2万2000円以上、金4万4000円以下

2 前項の法律相談料（個人）は、相談内容について事実関係・法律関係が複雑でなく、相談時間が30分以内で終了する場合には、金5500円とします。

3 交通事故事件、離婚事件、労働者側の労働事件、債務整理事件については、初回の30分の法律相談料を要しないこととします（弁護士費用特約を利用する場合は除く）。

（書面による鑑定料）

第10条 書面による鑑定料（意見書作成料）は金22万円以上、金33万円以下とします。

2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議の上、前項に定める額を減額ないし増額した額の書面による鑑定料を受けることができます。

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件

（民事事件の着手金及び報酬金の算定基準）

第11条 本節の着手金及び報酬金については、この基準に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定します。

（経済的利益—算定可能な場合）

第12条 前条の経済的利益の額は、この報酬基準に定めのない限り、次のとおり算定します。

- (1) 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む）。
- (2) 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額。
- (3) 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額。
- (4) 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額。
- (5) 所有権は、対象たる物の時価相当額。
- (6) 占有権・地上権・永小作権・賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額。
- (7) 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額にその敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
- (8) 地役権は、承役地の時価の2分の1の額。
- (9) 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額。
- (10) 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額。
- (11) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。
- (12) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産または持分の額。
- (13) 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。
- (14) 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額。
- (15) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）。

(経済的利益算定の特則)

第13条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで、減額することができるものとします。

2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士は経済的利益の額を紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に応じるまで増額することができるものとします。

(1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。

(2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

(経済的利益—算定不能な場合)

第14条 第12条により、経済的利益の額を算定することができないときは、その額を金800万円とします。

2 弁護士は、依頼者と協議の上、前項の額を事件等の難易・軽重・手数・時間及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができることとします。

(民事事件の着手金及び報酬金)

第15条 訴訟事件・非訟事件・家事審判事件・行政審判等事件及び仲裁事件（次条に定める仲裁センター事件を除く）の着手金及び報酬金は、この報酬基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準としてそれぞれ次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	8.8%	17.6%
金300万円を超え、 金3000万円以下の場合	(5%+金9万円) ×1.1	(10%+金18万円) ×1.1
金3000万円を超え、 金3億円以下の場合	(3%+金69万円) ×1.1	(6%+金138万円) ×1.1
金3億円を超える場合	(2%+金369万円) ×1.1	(4%+金738万円) ×1.1

2 前項の着手金は、金22万円を最低額とします。

3 交通事故事件の報酬金は、金11万円を最低額とします。

(調停事件及び示談交渉事件)

第16条 調停事件・示談交渉（裁判外の和解交渉をいう、以下同じ）事件及び弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件（以下、「仲裁センター事件」という）の着手金及び報酬金は、この報酬基準に特に定めのない限り、

それぞれ前条第1項の各規定を準用します。ただし、それぞれの規定により、算定された額の3分の2に減額することができるものとします。

- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件又は、仲裁センター事件を受任するときの着手金は、この報酬基準に特に定めのない限り、前条第1項の各規定により算定された額の2分の1とします。
- 3 示談交渉事件、調停事件又は仲裁センター事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この報酬基準に特に定めのない限り、前条第1項の各規定により算定された額の2分の1とします。
- 4 前3項の着手金は金22万円を最低額とします。
- 5 交通事故事件の報酬金は、金11万円を最低額とします。

（契約締結交渉）

第17条 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	2.2%	4.4%
金300万円を超え、 金3000万円以下の場合	(1%+金3万円) ×1.1	(2%+金6万円) ×1.1
金3000万円を超え、 金3億円以下の場合	(0.5%+金18万円) ×1.1	(1%+金36万円) ×1.1
金3億円を超える場合	(0.3%+金78万円) ×1.1	(0.6%+金156万円) ×1.1

2 前項の着手金は、金11万円を最低額とします。

3 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料は請求しません。

（督促手続事件）

第18条 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金
金300万円以下の場合	2.2%
金300万円を超え、 金3000万円以下の場合	(1%+金3万円) ×1.1
金3000万円を超え、 金3億円以下の場合	(0.5%+金18万円) ×1.1
金3億円を超える場合	(0.3%+金78万円) ×1.1

2 前項の着手金は金5万5000円を最低額とします。

- 3 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第15条又は次条の規定により算定された額と前2項の規定により算定された額との差額とします。
- 4 督促手続事件の報酬金は、第15条又は次条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求致しません。
- 5 前項ただし書に規定する金銭等の具体的な回収をするため、民事執行事件を受任するときは、弁護士は前各項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第15条の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることとします。

（手形・小切手訴訟事件）

第19条 手形・小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として次のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	4.4%	8.8%
金300万円を超え、 金3000万円以下の場合	(2.5%+金4万5000円) ×1.1	(5%+金9万円) ×1.1
金3000万円を超え、 金3億円以下の場合	(1.5%+金34万5000円) ×1.1	(3%+金69万円) ×1.1
金3億円を超える場合	(1%+金184万5000円) ×1.1	(2%+金369万円) ×1.1

- 2 前項の着手金は、金5万5000円を最低額とします。
- 3 手形・小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第15条の規定により算定された額と前2項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は第15条の規定を準用します。

（離婚事件）

第20条 離婚事件の着手金及び報酬金は、次のとおりとします。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲で減額することができます。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚事件（交渉・調停・訴訟）	金33万円以上、金55万円以下

- 2 離婚交渉事件から離婚調停事件、離婚訴訟事件に移行した場合でも別途着手金は要しません。離婚調停事件から離婚訴訟事件に移行した場合も同様です。ただし、上訴審に移行する場合は除きます。
- 3 前2項において、財産分与・慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は財産

給付の実質的な経済的利益の額を基準とし、依頼者と協議の上、第15条又は第16条の規定により算定された報酬金の額以下の適正妥当な額を、報酬金として加算して請求することとします。

（家事審判事件の特則）

第21条 家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件（特別代理人の選任、子の氏の変更、後見人となるべき者の選任、離縁の許可、財産管理者の選任、臨時保佐人の選任、財産目録調査期間の伸長、管理計算期間の伸長、相続放棄（1人当たり）、遺言書の検認、遺言執行者の選任、遺留分の放棄等）で、事案簡明なものについての弁護士報酬は5万5000円以上22万円以下の手数料のみとすることができます。ただし、受任後、審理又は処理が長期にわたる事情が生じたときは、第15条又は第16条の規定により算定された範囲内で、着手金及び報酬金を受け取ることができることとします。この場合には、手数料を着手金又は報酬金の一部に充当するものとします。

（境界に関する事件）

第22条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は金44万円以上、金66万円以下とします。

- 2 境界に関する調停事件・仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額のそれぞれ3分の2に減額することができることとします。
- 3 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。
- 4 境界に関する調停事件・仲裁センター事件又は、示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。

（借地非訟事件）

第23条 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次のとおりとします。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができることとします。

借地権の額	着手金及び報酬金
金5000万円以下の場合	金33万円以上、金55万円以下
金5000万円を超える場合	前段の額に金5000万円を超える部分の0.6%を加算した額

2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとします。ただし、弁護士は依頼者と協議の上、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数・時間等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができることとします。

- (1) 申立人については、申立てが認められたときは、借地権の額の2分の1を、相手

方の介入権が認められたときは、財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として第15条の規定により算定された額。

- (2) 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として第15条の規定により算定された額。
- (3) 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができることとします。
- (4) 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件又は仲裁センター事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。
- (5) 借地非訟に関する調停事件、仲裁センター事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。

（保全命令申立事件等）

第24条 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下、「保全命令申立事件」という）の着手金は、第15条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とします。

2 前項の事件が重大又は複雑であるときは、第15条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができることとします。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができることとします。

3 第1項の手續のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第15条の規定に準じて報酬金を受けることができることとします。

4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用します。

5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることとします。

6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、金22万円を最低額とします。

（民事執行事件等）

第25条 民事執行事件の着手金は、第15条の規定により算定された額の2分の1とします。

2 民事執行事件の報酬金は、第15条の規定により算定された額の4分の1とします。

3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受け取ることとします。ただし、着手金は第15条の規定により算定された額の3分の1とします。

4 執行停止事件の着手金は第15条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とします。

5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第15条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができることとします。

6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、11万円を最低額とします。

（倒産整理事件）

第26条 破産・民事再生・特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金・資産及び負債の額ならびに、関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とします。ただし、前記各事件に関する保全事件の弁護士報酬は次に述べる着手金に含まれます。

(1) 法人の自己破産事件	金110万円以上
(2) 個人事業者の自己破産事件	金55万円以上
(3) 非事業者の自己破産事件	金44万円以上
(4) 自己破産以外の破産事件	金55万円以上
(5) 事業者の民事再生事件	金220万円以上
(6) 非事業者の民事再生事件	金55万円以上
(7) 特別清算事件	金110万円以上
(8) 会社更生事件	金220万円以上

2 前項の着手金は、受任時に一括して受け取るものとします。ただし、非事業者の自己破産事件及び民事再生事件は、分割して受け取ることができるものとします。

3 第1項のうち、事業者の民事再生事件、会社更生事件については、着手金の金額を限度として報酬金を受け取ることができることとします。この場合の報酬金の額は、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定します。

(任意整理事件)

第27条 前条第1項に該当しない債務整理事件（以下、「任意整理事件」という）の着手金は、資本金・資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とします。

(1) 非事業者の任意整理事件については、債権者1社につき、4万4000円として債権者数に応じて算定された金額とします。ただし、1社の債権額が、

- ① 50万円を超える場合には2万2000円
- ② 100万円を超える場合には5万5000円
- ③ 500万円を超える場合には11万円
- ④ 1000万円を超える場合には22万円
- ⑤ 5000万円を超える場合には33万円
- ⑥ 1億円を超える場合には55万円

をそれぞれ1社ごとに加算することができることとします。

(2) 事業者の任意整理事件については、非事業者について算定された額以上の金額を着手金とします。

(3) 前号の着手金は、金11万円を最低額とします。

2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下、「配当原資額」という）を基準として、次のとおり算定します。

(1) 弁護士が債権取立て、資産売却等により集めた配当原資額が、

金500万円以下の場合	17.6%
金500万円を超え、金1000万円以下の場合	(10%+金25万円) ×1.1
金1000万円を超え、金5000万円以下の場合	(8%+金45万円) ×1.1
金5000万円を超え、金1億円以下の場合	(6%+金145万円) ×1.1
金1億円を超える場合	(5%+金245万円) ×1.1

(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から、任意提供を受けた配当原資額が

金5000万円以下の場合	3.3%
金5000万円を超え、金1億円以下の場合	(2%+金50万円) ×1.1
金1億円を超える場合	(1%+金150万円) ×1.1

- 3 第1項の事件が、債務の免除・履行期間の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第3項の規定を準用します。
- 4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前2項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができることとします。
- 5 第1項の事件は、交渉により過払金の返還を受けたときは、更に過払金の22%の金額、訴訟により過払金の返還を受けたときは、更に過払金の27.5%を報酬金として加算します。ただし、過払金の返還を受けたときにおいて、当該返還額の中から、別途、債権者主張の元金と和解金額との差額の11%の金額を報酬金として請求することができます。

（行政上の不服申立事件等）

第28条 行政上の異議申立て・審査請求・再審査請求その他の不服申立て並びに行政手続事件の着手金は、第15条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は同条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用します。

- 2 前項の着手金は、金11万円を最低額とします。

第2節 刑事事件

（刑事事件の着手金）

第29条 刑事事件の着手金は、次のとおりとします。

刑事事件の内容		着 手 金
起訴前	裁判員裁判対象外の事件で事案簡明な事件	金22万円以上， 金33万円以下
	前段以外の事件	金33万円以上
起訴後 （第1審）	裁判員裁判対象外の事件で事案簡明な事件	金33万円以上
	前段以外の裁判員裁判対象外の事件	金44万円以上
	裁判員裁判対象事件	金55万円以上
上訴審	事案簡明な事件	金33万円以上
	前段以外の事件	金44万円以上
再審事件		金55万円以上
再審請求事件		金55万円以上

- 2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがなく、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しない情状事件、起訴後（上告審を含む）については事実関係に争いが無い情状事件をいいます。

(刑事事件の報酬金)

第30条 刑事事件の報酬金は次のとおりとします。

刑事事件の内容		結果	報 酬 金
裁判員裁判対象外の事件 で事案簡明な事件	起訴前	不起訴	金３３万円以上， 金５５万円以下
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	無罪	金５５万円以上
		刑の執行猶予	金３３万円以上 金５５万円以下
		求刑された刑が軽減 された場合	前段の額を超えない額
	上訴審	無罪	金５５万円以上
		刑の執行猶予	金３３万円以上 金５５万円以下
		求刑された刑が軽減 された場合	前段の額を超えない額
前段以外の裁判員裁判 対象外の事件	起訴前	不起訴	金５５万円以上
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	無罪	金６６万円以上
		刑の執行猶予	金５５万円以上
		求刑された刑が軽減 された場合	前段の額を超えない額
	上訴審 （再審事件）	無罪	金６６万円以上
		刑の執行猶予	金５５万円以上
		求刑された刑が軽減 された場合	前段の額を超えない額
検察官上訴が棄却さ れた場合		金５５万円以上	
裁判員裁判対象事件	起訴前	不起訴	金５５万円以上
		求略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	無罪	金８８万円以上
		刑の執行猶予	金７７万円以上
		求刑された刑が軽減 された場合	前段の額を超えない額
再審請求事件		再審開始の決定がさ れた場合	金５５万円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいいます。

（刑事事件につき、同一弁護士が引き続き受任した場合等）

第31条 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く）され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第29条に定める着手金を受けることができます。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とします。

2 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

（検察官の上訴取下げ等）

第32条 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻もしくは破棄移送の言い渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護士が費やした時間及び執務量を考慮した上、第30条の規定を準用します。

（保釈等）

第33条 保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・拘留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、着手金は、金11万円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により、相当額を受けることができることとします。

（告訴・告発等）

第34条 告訴・告発・検察審査の申立・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続の着手金は1件につき、金22万円以上とし、報酬金は依頼者との協議により、相当額を受けることができることとします。

第3節 少年事件

（少年事件の着手金及び報酬金）

第35条 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ）の着手金は、次のとおりとします。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前及び送致後	金33万円以上， 金55万円以下
抗告・再抗告及び保護処分取消し	金33万円以上， 金55万円以下

2 少年事件の報酬金は次のとおりとします。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始または不処分	金33万円以上
その他	金33万円以上， 金55万円以下

3 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前の受任か否か、刑事被疑者としての勾留の有無、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議の上、事件の重大性等により、前2項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができるものとします。

（少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合）

第36条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第4条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなします。

2 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条の規定にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができます。

3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であること、又は従前の事件と併合して審理に付されることが見込まれることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第2節の規定によるものとします。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができます。

第4章 手数料

(手数料)

第37条 手数料は、この報酬基準に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定します。なお、経済的利益の額の算定については、第12条ないし第14条の規定を準用します。

(1) 裁判上の手数料

項 目	分 類	手 数 料	
証拠保全 (本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けます)	基本	金33万円以上、 金55万円以下	
	特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
即決和解 (本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求しません)	示談交渉を要しない場合	金300万円以下の場合	金11万円
		金300万円を超え、 金3000万円以下の場合	(1%+金7万円) ×1.1
		金3000万円を超え、 金3億円以下の場合	(0.5%+22万円) ×1.1
		金3億円を超える場合	0.3%+82万円) ×1.1
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として第16条、第20条、第22条、第23条の各規定により算定された額	
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額	
倒産整理事件の 債権届出	基本	金5万5000円以上、 金11万円以下	
	特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	

(2) 裁判外の手数料

項 目	分 類	手 数 料	
着手前調査費用	基本	時間制によります	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
法律関係調査 (事実関係調査を含みます)	基本	金5万5000円以上, 金22万円以下	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	金1000万円未満の場合	金5万5000円以上, 金11万円以下
		金1000万円以上, 金1億円未満の場合	金11万円以上, 金33万円以下
		金1億円以上の場合	金33万円以上
	非定型	金300万円以下の場合	金11万円
		金300万円を超え, 金3000万円以下の場合	(1%+金7万円) × 1.1
		金3000万円を超え, 金3億円以下の場合	(0.3%+28万円) × 1.1
		金3億円を超える場合	(0.1%+88万円) × 1.1
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	公正証書にする場合	上記手数料に金3万3000円以上の金額を加算する	
内容証明郵便作成	基本	金5万5000円以上, 金11万円以下	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	

項 目	分 類	手 数 料	
遺言書作成	定型	金 1 1 万円以上，金 2 2 万円以下	
	非定型	金 3 0 0 万円以下の場合	金 2 2 万円
		金 3 0 0 万円を超え， 金 3 0 0 0 万円以下の場合	(1 % + 金 1 7 万円) × 1 . 1
		金 3 0 0 0 万円を超え， 金 3 億円以下の場合	(0 . 3 % + 3 8 万円) × 1 . 1
		金 3 億円を超える場合	(0 . 1 % + 9 8 万円) × 1 . 1
	特に複雑又は特殊 な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	公正証書にする 場合	上記手数料に金 3 万 2 4 0 0 円以上の金額を加算する	
遺言執行	基本	金 3 0 0 万円以下の場合	金 3 3 万円
		金 3 0 0 万円を超え， 金 3 0 0 0 万円以下の場合	(2 % + 金 2 4 万円) × 1 . 1
		金 3 0 0 0 万円を超え， 金 3 億円以下の場合	(1 % + 金 5 4 万円) × 1 . 1
		金 3 億円を超える場合	(0 . 5 % + 金 2 0 4 万円) × 1 . 1
	特に複雑又は特殊 な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	遺言執行に裁判手 続を要する場合	遺言執行手数料とは別に，裁判手続に要する弁護士報酬 を請求します	

項 目	分 類	手 数 料
会社設立等	設立・増減資 合併・分割・ 組織変更・通 常清算	資本金もしくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額。ただし、合併又は分割については金220万円を、通常清算については金110万円を、その他の手続については金11万円を、それぞれ最低額とします。
		金1000万円以下の場合 4.4%
		金1000万円を超え、 金2000万円以下の場合 $(3\% + 10\text{万円}) \times 1.1$
		金2000万円を超え、 金1億円以下の場合 $(2\% + 30\text{万円}) \times 1.1$
		金1億円を超え、 金2億円以下の場合 $(1\% + 130\text{万円}) \times 1.1\%$
		金2億円を超え、 金20億円以下の場合 $(0.5\% + 230\text{万円}) \times 1.1\%$
		金20億円を超える場合 $(0.3\% + 630\text{万円}) \times 1.1\%$
会社設立等以外の 登記等	申請手続	1件金5万5000円。ただし、事案によっては、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができます。
	交付手続	登記簿謄本・戸籍謄抄本・住民票等の交付手続は、1件につき金1100円以上とします。
株主総会等指導	基本	金33万円以上
	総会準備も指導する場合	金55万円以上
現物出資等証明 (会社法第33条第10項3号等 に基づく証明)		1件金33万円以上。ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することとします。

項 目	手 数 料	
簡易な自賠償請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求）	次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができます。	
	給付金額が金 1 5 0 万円以下の場合	金 1 1 万円
	給付金額が金 1 5 0 万円を超える場合	給付金額の 1 1 %
任意後見契約及び財産管理・身上監護	(1) 契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度及び財産状況その他（依頼者の財産管理又は身上監護にあたって）把握すべき事情等を調査する場合の手数料： 「着手前調査費用」の基準を準用します。 (2) 契約締結後、委任事務処理を開始した場合の弁護士報酬 (イ) 日常生活を営むのに必要な基本的事務の処理を行う場合： 月額 2 万 2 0 0 0 円以上，5 万 5 0 0 0 円以下 (ロ) 上記に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合： 月額 3 万 3 0 0 0 円以上，1 1 万円以下。ただし、不動産の処分等日常的もしくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合又は委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別にこの規定により算定された報酬を受けることができることとします。 (3) 契約締結後、その効力が生じるまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料： 1 回あたり 1 万 1 0 0 0 円以上，5 万 5 0 0 0 円以下	

第5章 時間制

（時間制）

第38条 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章及び第7章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含みます）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができます。

2 前項の単価は1時間毎に金2万2000円以上、4万4000円以下とします。ただし、受任した事件等の処理に要した時間に、1時間に満たない端数が生じた場合、その端数は、依頼者との協議により弁護士報酬を定めるものとします。

3 弁護士は、事案の困難性・重大性・特殊性・新規性及び弁護士の熟練度等を考慮し、具体的な単価を合意することとします。

4 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、予め依頼者から金33万円を預かることができることとします。

5 弁護士は、依頼者との協議により、第2章ないし第4章及び第7章の規定によって、弁護士報酬を定めた事件等について、予め設定した処理期間を超えた場合は、その超えた期間において、当該事件等の処理に要した時間につき、第1項ないし第3項の規定を適用することができることとします。

第6章 顧問料

（顧問料）

第39条 顧問料は、次のとおりとします。ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮してその額を増減することができることとします。

事業者：月額 金3万3000円以上

非事業者：月額 金1万1000円以上

- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により、個別に定めるものとしますが、特に明記しない場合は、電話・ファックス及び電子メール等による、一般的かつ簡易な法律相談業務とします。
- 3 時間制の場合は、毎月の顧問料に含まれる所定時間を予め定めて、所定時間を超える業務については、別途時間制で弁護士報酬を請求できることとします。
- 4 法律関係調査、契約書その他の書類の作成、書面鑑定、契約立会い、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立ち合い、講演などの業務の内容及び弁護士報酬、並びに交通費及び通信費などの実費の支払等については、弁護士は、依頼者と協議の上、顧問契約の中で、その対応方法を決定します。ただし、上記の業務に関しては、あらかじめ顧問契約では定めを置かず別途、個別的に定めることもできることとします。

第7章 日 当

(出張日当)

第40条 出張日当は次のとおりとします。

半日 (往復2時間を超え、4時間まで)	金3万3000円以上, 金5万5000円以下
1日 (往復4時間を超える場合)	金5万5000円以上, 金11万円以下

- 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議の上、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。
- 3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができるとします。

(出廷日当)

第41条 出廷日当を定める場合は、訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判事件、仲裁事件、調停事件、刑事事件及び少年事件の期日出廷1回につき金2万2000円以上、金11万円以下とします。

- 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議の上、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。
- 3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から出廷日当を預かることができるとします。

第8章 実費等

（実費等の負担）

第42条 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、供託金、予納金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができます。

2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができます。

3 前項の概算額につき、不足が発生又は見込めるに至った場合には、弁護士は依頼者に対し、追加の支払を求めることができることとします。

4 弁護士は、依頼者から預かった実費等について、事件等の処理が終了したときに精算するものとします。

（交通機関の利用）

第43条 弁護士は、出張のための交通機関については、あらかじめ依頼者と協議をして定めた運賃の等級を利用することができることとします。ただし、事前に協議をすることができない場合、又は協議をしなかった場合には、中等以上の運賃の等級を利用することができることとします。

第9章 委任契約の精算

（委任契約の中途終了）

第44条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議の上、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部もしくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部もしくは一部を請求します。

2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士の上に重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還します。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議の上、その全部又は一部を返還しないことができることとします。

3 第1項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任が無いにもかかわらず、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は弁護士報酬の全部を請求することができることとします。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することはできないものとします。

（事件等処理の中止等）

第45条 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅滞したときは、弁護士は事件等に着手せず、又はその処理を中止することができるものとします。

2 前項の場合には、弁護士は予め依頼者にその旨を通知致します。

3 前項の通知は、依頼者が弁護士に届け出た住所に発すれば足りるものとします。

（弁護士報酬の相殺等）

第46条 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができるものとします。

2 前項の場合には、弁護士は速やかに依頼者にその旨を通知致します。

3 前項の通知は、依頼者が弁護士に届け出た住所に発すれば足りるものとします。

以上